

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約いただくようお願いいたします。

特に…

- 保険料払込方法について…………… P10
- 保険料のお払込みの猶予期間について…………… P11
- ご契約の失効について…………… P11
- ご契約の復活について…………… P12
- 告知の重要性について…………… P13
- 責任開始期について…………… P16
- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ制度)について…………… P16
- 保険金・給付金をお支払いできない場合について…………… P21
- 解約について…………… P24
- 生命保険契約者保護機構について…………… P30
- 個人情報保護方針(お客さまの個人情報の取扱いについて)…………… P33

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領等社員・代理店の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

SBI生命 契約申込サポートデスク

 **0120-272-060**

受付時間 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

[取扱代理店]

[引]受保険会社]



SBI生命保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

<https://www.sbilife.co.jp/>

SBI生命 定期保険(無解約返戻金型) (2015) 今いる保険

SBI生命 定期保険

今いる保険

ご契約のしおり・約款

定期保険(無解約返戻金型)(2015)



もくじ

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要事項、お手続き等をわかりやすくご説明しています。
「約款」は、ご契約者と保険会社の契約内容を記載したものです。

ご契約のしおり

目的別もくじ	3
主な保険用語のご説明	5
特徴としくみ	7
1 特徴	
2 しくみ	
3 お支払いする保険金・給付金	
保険料について	10
1 保険料払込方法について	
2 前納と一括払の取扱いについて	
3 保険料のお払込みの猶予期間について	
4 ご契約の失効について	
5 ご契約の復活について	
6 保険料の払込免除について	
7 お支払事由などが生じた場合の保険料について	
お申込みに際して	13
1 告知の重要性について	
2 ご契約の確認・保険金等の確認の実施について	
3 特別条件特約について	
4 告知義務違反による解除について	
5 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について	
6 重大事由による解除について	
7 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に 新たな保険契約のお申込みを検討されている方へ	
お申込み手続きの際の留意点について	16
1 申込書・告知書の記入について	
2 責任開始期について	
3 契約日について	
4 第1回保険料の未入金によるご契約の無効について	
5 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ制度)について	
6 ご契約の確認と保険証券について	
保険金・給付金のお支払いについて	18
1 ご請求の流れ	
2 ご請求のための必要書類一覧	
3 保険金・給付金のお支払い	
4 保険金・給付金のご請求に関する訴訟について	
5 保険金・給付金をお支払いできない場合について	
6 リビング・ニーズ特約について	
7 死亡保険金受取人が亡くなられた場合について	

その他の諸手続きについて24

- 1 解約について
- 2 被保険者による保険契約者への解約の請求について
- 3 保険契約者以外の者による解約の効力および受取人による保険契約の存続について
- 4 保険料のお払込みが困難になった場合について
- 5 ご契約の更新について
- 6 指定代理請求特約について
- 7 こんなときはお手続き
- 8 お手続きのための必要書類一覧

お願いとお知らせ28

- 1 生命保険募集人について
- 2 当社の組織形態について
- 3 再保険について
- 4 契約内容登録制度・契約内容照会制度について
- 5 支払査定時照会制度について
- 6 生命保険契約者保護機構について
- 7 業況の変化により保険金・給付金等が削減される場合について
- 8 苦情相談窓口について
- 9 個人情報保護方針(お客さまの個人情報の取扱いについて)
- 10 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について
- 11 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について

生命保険と税金について40

- 1 年末調整・確定申告について
- 2 生命保険料控除額について
- 3 生命保険金控除について
- 4 保険金等の税務上のお取扱いについて
- 5 給付金等の税務上のお取扱いについて

約 款

主契約42

定期保険(無解約返戻金型)(2015)普通保険約款

特約63

災害割増特約(2015)
傷害特約(2015)
リビング・ニーズ特約
指定代理請求特約
特別条件特約
保険料口座振替特約
クレジットカード扱特約
団体扱特約
特別団体扱特約

目的別もくじ

関連ページ

お申込みに際して	1	保険用語の意味がわからない ●主な保険用語のご説明	P 5
	2	告知について知りたい ●告知の重要性について	P13
	3	いつから保障が開始するのか知りたい ●責任開始期について	P16
	4	お申込みを撤回または解除したい ●ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について	P16

保険料について	1	保険料の払込方法を変更したい ●保険料払込方法について	P10
	2	保険料のお払込みができなかった ●保険料のお払込みの猶予期間について ●ご契約の失効について	P11
	3	失効したご契約をもとに戻したい ●ご契約の復活について	P12
	4	保険料のお払込みが困難になった ●保険料のお払込みが困難になった場合について	P25

特徴やしきみについて	1	特徴やしきみを知りたい ●定期保険（無解約返戻金型）（2015） ●災害割増特約（2015） ●傷害特約（2015）	P 7
------------	---	---	-----

関連ページ

保険金・給付金のお支払いについて	1	保険金・給付金の支払対象になるか知りたい ●定期保険（無解約返戻金型）（2015） ●災害割増特約（2015） ●傷害特約（2015）	P 8 P 9
	2	保険金・給付金の代理請求について知りたい ●指定代理請求特約について	P25
	3	保険金・給付金のご請求手続きについて知りたい ●ご請求の流れ	P18
	4	保険金・給付金が支払われない場合について知りたい ●保険金・給付金をお支払いできない場合について	P21
	5	請求に必要な書類を知りたい ●ご請求のための必要書類一覧	P19
その他の諸手続きについて	1	保険を解約したい ●解約について	P24
	2	どんなときに手続きが必要か知りたい ●こんなときはお手続き	P26
	3	手続きに必要な書類を知りたい ●お手続きのための必要書類一覧	P27
	4	生命保険料控除について知りたい ●年末調整・確定申告について ●生命保険料控除額について	P40

主な保険用語のご説明 (ご契約のしおりをお読みい

う	受取人	給付金を受取る人のことをいいます。
か	解約	保険期間の途中に、ご契約者が保険会社に申出て、ご契約を将来に向けて消滅させることをいいます。
	解約返戻金	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
き	給付金	病気やケガにより入院したとき、手術や放射線治療を受けたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位の契約応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日をさします。
	契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいいます。満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
	契約日	保障開始の日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間等の計算基準日になります。ただし、保険料の払込方法(経路)によっては、責任開始日と異なる場合があります。
こ	告知義務と告知義務違反	ご契約者または被保険者には、ご契約のお申込みをされるとき等に過去の傷病歴、現在の健康状態や職業、身体障害状態等について、ありのまま正確に告知いただく必要があります。これを告知義務といいます。当社がおたずねしたことがらについて、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、告知義務違反として、ご契約を解除することがあります。
し	失効	猶予期間内に保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	支払事由	普通保険約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合のことをいいます。
	主契約	約款のうち、普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	診査	診査医扱のご契約に申込みれた場合は、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、職場の定期健康診断の結果を利用する方法もあります。
せ	責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の給付金をお支払いするために、保険料の中から積み立てるお金のことをいいます。
	前納	払込期月の到来していない保険料の全部(保険料払込期間全期にわたる前納の場合を全期前納といいます。)または一部を前払いすることをいいます。この場合、保険会社は所定の利率で保険料を割引きます。

ただくにあたってご活用ください)

と	特則	主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定のことをいいます。
	特約	主契約の保障内容を更に充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
は	払込期月	毎回の保険料をお払込みいただく期間のことで、年払契約の場合は年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者	生命保険の保障の対象となる人をいいます。
ふ	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知（ご契約によっては診査）をしていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間をいいます。
	保険金	被保険者が死亡または所定の高度障害状態等になられたときに、当社からお支払いするお金のことをいいます。
	保険証券	ご契約の保険金額や給付金額、保険期間等の契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度	契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度となります。
	保険料	ご契約者が払込むお金のことをいいます。
	保険料払込期間	保険料を払込んでいただく期間をいいます。
	保険料払込方法（回数）	毎月払込む月払、年に1回払込む年払があります。
	保険料払込方法（経路）	口座振替による払込み、クレジットカードによる払込みなどの保険料を払込む方法のことをいいます。
み	未経過保険料	月払契約以外の方法で払込んだ保険料のうち、未経過期間に対応する保険料相当額をいいます。
め	免責事由	約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合のことをいいます。
や	約款	ご契約者と保険会社の契約内容を記載したものです。
ゆ	猶予期間	払込期月中に保険料のお払込みがなかった場合に、そのお払込みを待つ期間をいいます。

特徴としくみ

1. 特徴

- ①万が一に備えて、必要な期間に、必要な保障を確保することができます。
- ②解約返戻金をなくして保険料を計算することで、お求めやすい保険料としております。
- ③所定の身体障害の状態に該当した場合は、保険料の払込が免除されます。
- ④年満了の契約は自動更新し最長90歳まで保障が継続します。
- ⑤解約返戻金、配当金、満期保険金はありません。

2. しきみ

1) 定期保険（無解約返戻金型）（2015）

死亡保険金 高度障害保険金		最長90歳まで自動更新 （年満了の場合）			
ご契約	満了	更新	満了	更新	90歳

2) 災害割増特約（2015）

災害死亡保険金 災害高度障害保険金		最長80歳まで自動更新 （年満了の場合）			
ご契約	満了	更新	満了	更新	80歳

3) 傷害特約（2015）

災害死亡保険金 障害給付金		最長80歳まで自動更新 （年満了の場合）			
ご契約	満了	更新	満了	更新	80歳

3. お支払いする保険金・給付金

1) 定期保険（無解約返戻金型）（2015）

保険金名称	お支払いする場合	お支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになったとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	死亡保険金額と同額	被保険者※

※ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、ご契約者

- 所定の高度障害状態とは両眼の視力を全く失った状態など、主約款の別表3に記載の状態のことです。
- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

2) 災害割増特約（2015）

保険金名称	お支払いする場合	お支払金額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が災害でお亡くなりになったとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	被保険者が災害で所定の高度障害状態になったとき	災害死亡保険金額と同額	被保険者※

※ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、ご契約者

- 災害とは、この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（災害割増特約別表2）または所定の感染症（災害割増特約別表4）を直接の原因とするもののことです。
- 所定の高度障害状態とは両眼の視力を全く失った状態などで、詳細は災害割増特約別表3をご覧ください。
- この特約に該当する不慮の事故による死亡あるいは高度障害状態とは、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故により、特約の保険期間中にその事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡あるいは高度障害状態に該当することをいいます。

3) 傷害特約（2015）

保険金・給付金名称	お支払いする場合	お支払金額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が災害でお亡くなりになったとき	災害保険金額	死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が不慮の事故により所定の身体障害状態になったとき	所定の障害給付金額 (身体障害の状態により、災害保険金額の100%、70%、50%、30%、15%または10%)	被保険者※

※ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、ご契約者

- 災害とは、この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（傷害特約別表2）または所定の感染症（傷害特約別表3）を直接の原因とするもののことです。
- 所定の身体障害状態とは、一眼が永久に見えなくなった状態などのことで、詳細は傷害特約の別表4をご覧ください。
- この特約に該当する不慮の事故による死亡あるいは所定の身体障害状態とは、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故により、特約の保険期間中にその事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡あるいは所定の身体障害状態に該当することをいいます。
- 災害死亡保険金をお支払いした後に、同一の不慮の事故による障害給付金のご請求を受けても、障害給付金はお支払いしません。
- 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて、支払割合を通算して100%を限度とします。

保険料について

1. 保険料払込方法について

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中に次のいずれかの方法によってお払込みください。

払込方法	内容
口座振替扱でお払込みになる場合 (月払、年払)	当社が提携している金融機関等のご契約者の口座から振替日(毎払込期月の27日、当日が休業日の場合は翌営業日)に自動的に当社の口座に振替えられます。 ・月払契約において、払込期月に保険料のお払込みがない場合には、その旨をご通知するとともに、翌月の振替日に翌月分とあわせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。 ・年払契約において、払込期月に保険料のお払込みがない場合には、その旨をご通知するとともに、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。 〈お願い〉 振替日の前日までには、必ず口座に払込金額をご準備ください。
クレジットカード扱でお払込みになる場合 (月払、年払)	当社が指定しているクレジットカード発行会社のご契約者のクレジットカードから、カード決済により当社に振替えられます。
所属団体を通じてお払込みになる場合 (月払、年払)	ご契約者が所属しておられる団体が当社と団体取扱契約、特別団体取扱契約等を締結されている場合、団体を経由してお払込みいただけます。
払込案内でお払込みになる場合 (年払)	払込期月が近づくと当社より払込案内が送られますので、銀行等金融機関、郵便局、当社が指定するコンビニエンスストアなどでお払込みください。

2. 前納と一括払の取扱いについて

保険料をまとめてお払込みいただくと割引があります。

払込方法	内容
前納 (年払契約)	・将来の年払保険料をまとめてお払込みいただけます。この場合、当社所定の割引率で割引きます。 ・この保険料の前納金は、当社所定の積立利率による利息をつけ、年単位の契約応当日ごとに年払保険料にあてられます。 ・ご契約の消滅(死亡・解約等)により、保険料の前納金に残額が生じたときは払戻されます。 ※月払のご契約は年払に変更のうえこの取扱いをいたします。
一括払 (月払契約)	・当月分を含めて3カ月分以上12カ月分以下の保険料をまとめてお払込みいただけます。 ・この一括払保険料は、当社所定の割引利率で保険料が割引されます。割引額は払込月数によって異なります。 ・ご契約の消滅(死亡・解約等)により、未経過保険料が生じたときは払戻されます。

3. 保険料のお払込みの猶予期間について

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料のお払込みの猶予期間を設けています。

払込回数	猶予期間
月払契約	払込期月の翌月初日から末日までです。
年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。 ※契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日です。

4. ご契約の失効について

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は失効します。

払込回数	猶予期間
月払契約	払込期月の翌月初日から末日までです。 例えば
年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。 (払込期月内の契約応当日の翌日から起算して2カ月経過した時点で猶予期間が満了することになります) 例えば

5. ご契約の復活について

失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

■復活のお手続きについて

- あらためて告知(ご契約によっては診査)をしていただきます。健康状態等によっては、復活できないこともあります。
- 当社がご契約の復活を承諾したときは、お払込みを中止されたときから復活するときまでの保険料(復活保険料およびその利息)を一括して払込んでいただきます。
- 当社がご契約の復活を承諾したときは、告知と復活保険料およびその利息のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

6. 保険料の払込免除について

- 被保険者が、責任開始期以後に不慮の事故(主約款別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に約款所定の身体障害の状態(主約款別表4)になられたときは、当社は、将来の保険料のお払込みを免除します。
- 約款所定の保険料のお払込みを免除しない事由によって、上記の身体障害の状態(主約款別表4)になられたときは、お払込みの免除をいたしません。保険料のお払込みを継続していただきます。

7. お支払事由などが生じた場合の保険料について

- 給付金・保険金・年金などのお支払事由などが生じた場合で、未払込保険料があるときには、お支払する給付金・保険金・年金などからその未払込保険料などを差引きます。
- お支払いする給付金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
- 保険料の払込免除事由が生じた場合には、その未払込保険料をお払込みください。
- 上記の未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。この場合は、給付金・保険金・年金などのお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。

お申込みに際して

1. 告知の重要性について

ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が無条件にご契約をしますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

※告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

2. ご契約の確認・保険金等の確認の実施について

●当社社員または当社が委託する者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

3. 特別条件特約について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもあります。下記の特別条件を付けてお引受けすることがあります。傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、傷病によっては特別な条件を付けずにお引受けできる場合があります。

●保険金削減支払法

削減期間中に被保険者が死亡または高度障害状態になった場合には、保険金額を削減してお支払いします。

4. 告知義務違反による解除について

告知いただくことからは、告知書に記載されています。

万一、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期(日)(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。

●責任開始期(日)または復活日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

●ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等の支払事由が発生していても、これをお

支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があればご契約者にお支払いします。ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。

5. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について

- 保険契約の締結または復活の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約は取消しとし、既に払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とし、既に払込まれた保険料は払戻しません。
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効は、責任開始期(日)または復活日からの年数は問いません。告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しまたは無効となることがあります。

6. 重大事由による解除について

下記の重大事由が生じた場合には、当社はご契約を解除することがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき。(未遂を含みます。)
- ②保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為があったとき。(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき。または、これらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき。
- ④付加されている特約、他の保険契約、もしくは、他の保険会社の保険契約等が重大事由によって解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない①から③に掲げる事由と同等の事由があるとき。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しないものを含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

7. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に 新たな保険契約のお申込みを検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約・減額する場合には、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。定期保険（無解約返戻金型）（2015）には、解約時の解約返戻金はありません。
- 新たな保険契約についても一般のご契約と同様に告知義務があります。現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約のお申込みの際は新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺によるご契約の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合には、新たな保険契約をお引受けできなかったり、その事実をありのままに告知いただけなかったために、上記のとおりご契約が解除されたり取消になることもありますので、ご注意ください。

お申込み手続きの際の留意点について

1. 申込書・告知書の記入について

申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。

- 申込書は、保険会社との契約内容を取決めるものです。内容を十分にお確かめのうえ、ご署名をお願いします。
- 告知書は、健康状態等をお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入のうえ、ご署名をお願いします。

2. 責任開始期について

口座振替扱・クレジットカード扱の場合は、保険契約の申込みを受けたとき、または被保険者に関する告知を受けたとき、のいずれか遅いときを責任開始期とし、そのときから保険契約上の責任を負います。

「申込を受けたとき」とは下記のとおりです。

- ・代理店募集人が申込書を受領したとき(対面募集)
- ・申込書類郵送の際の消印日付(DM等非対面募集)*

※消印日付が確認できない場合は「当社到着日－2営業日」を申込書受領日とします。

3. 契約日について

口座振替扱・クレジットカード扱は、月払・年払とも責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とします。

振込扱は、保険契約の申込みを受けたとき、被保険者に関する告知を受けたとき、または第1回保険料充当金をお払込みいただいたとき、のいずれか遅いとき(責任開始期)を契約日とします。

4. 第1回保険料の未入金によるご契約の無効について

第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、お支払いする返戻金はありません。無効となったご契約を元に戻すことはできません。

5. ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ制度)について

- 本商品はクーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象です。お申込者またはご契約者(以下、「お申込者等」といいます)は、保険契約の申込日または、契約申込の撤回について記載した書面(電磁的方法による場合を含みます)の交付日のいずれか遅い日か

ら、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。ただし、下記①②の場合を除きます。

①保険会社の指定する医師の診査が終了した場合

②保険契約者が法人の場合

- お申込みの撤回等は、書面または電磁的記録の発信時（郵便の消印日付など）に効力を生じますので、郵便等によりSBI生命宛に発信してください。

※電磁的記録によるお申し出は、当社ホームページ【お申し出フォーム】（<https://www.sbilife.co.jp/other/inquiry.html>）よりお申し出ください。

〈書面送付先〉

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
SBI生命保険株式会社 お客様サービス部 契約課

- お申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、当社宛にご連絡願います。
- お申込みの撤回等があった場合、SBI生命はお払込みいただいた保険料の全額をお申込者等にお返しいたします。また、お申込者等に対し、そのお申込みの撤回等にもなう損害賠償請求または違約金、その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録の発信時に保険金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録の発信時に、お申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

6. ご契約の確認と保険証券について

- 申込内容、告知内容等について確認するため、後日、ご契約者・被保険者・受取人について申込書記載の住所・勤務先・携帯電話等に電話させていただいたり、当社社員または当社が委託する者が訪問させていただくことがあります。また被保険者を診療した医師から病状の報告を受けることがあります。
- お客さまご本人が申込まれたことや被保険者が同意されたことを確認できなかったときには、保険契約を取消しさせていただいたり、保険契約の締結や保険金等のお支払いをお断りすることがあります。
- ご契約をお引受けしますと、当社は、「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込みの契約内容と相違していたり、ご不明な点がございましたら、担当の代理店または当社お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

「保険証券」はご契約上のあらゆる手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。

保険金・給付金のお支払いについて

1. ご請求の流れ

こんなとき、まずご連絡ください。

- ☐ お亡くなりになったとき
- ☐ 所定の高度障害状態になったとき
〈傷害特約が付加されているご契約〉
- ☐ 災害により所定の身体障害状態になったとき

このフリーダイヤルにご連絡ください。



SBI生命 お客様コンタクトセンター



0120-272-811

受付時間 9:00 ~ 17:00

(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合わせください。

2. ご請求のための必要書類一覧

	当社所定の請求書	保険証券	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	当社所定様式の医師の 死亡証明書または死体検案書	当社所定様式の医師の診断書	事故状況報告書(災害の場合)	交通事故証明書 (交通事故の場合)	受取人本人であることを 確認できる会社所定の書類
死亡保険金	○	○	○	○	○	○		○	○	○
高度障害保険金	○	○	○	○	○		○	○	○	○
災害死亡保険金	○	○	○	○	○	○		○	○	○
災害高度障害保険金	○	○	○	○	○		○	○	○	○
障害給付金	○	○	○	○			○	○	○	○
保険料払込免除	○	○			○		○	○	○	○ (注)

※当社は、上記以外の書類の提出を求め、または、上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※当社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、当社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。

※当社が必要と判断したときは、事実の確認または当社の指定した医師が診断を行うことがあります。

(注)保険料払込免除においては、契約者本人であることを確認できる会社所定の書類となります。

3. 保険金・給付金のお支払い

保険金・給付金は、必要書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払時期
①	1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 4) 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到達した日の翌日からその日を含めて 40日以内
②	上記①の確認を行うために特別な照会や調査が不可欠な次の場合 1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 2) 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 5) 日本国外における調査 6) 災害救助法が適用された地域における調査	請求書類が当社に到達した日の翌日からその日を含めて 1) 70日以内 2) 70日以内 3) 100日以内 4) 70日以内 5) 100日以内 6) 100日以内

- 請求書類が当社に到達した日とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。
- お支払時期を経過して保険金等のお支払いをする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- 保険金等をお支払いするための上記①、②の確認等に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。
- ②における照会や調査のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数をもってお支払時期とします。

4. 保険金・給付金のご請求に関する訴訟について

保険金・給付金のご請求に関する訴訟については、当社の本社または保険金・給付金の受取人(保険金・給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者)の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

5. 保険金・給付金をお支払いできない場合について

〈支払事由に該当しない場合〉

保険金・給付金は、約款に定める支払事由に該当しない場合にはお支払いできません。

項目	支払事由に該当しない例
高度障害保険金	●高度障害保険金は、責任開始期以降に発生した病気やケガを原因として約款に定める高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いいたします。したがって、約款に定める高度障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。
災害死亡保険金	●ご契約（特約）により、災害死亡保険金等をお支払いできない場合を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金等をお支払いすることはできません。

〈免責事由等に該当する場合〉

保険金・給付金は、約款に定める免責事由等に該当する場合にはお支払いできません。

項目	保険金・給付金をお支払いできない事由
免責事由	〈死亡保険金〉 ●責任開始期（復活日）からその日を含めて3年以内の自殺 ●保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ●戦争その他の変乱^{※1} 〈高度障害保険金〉 ●保険契約者または被保険者の故意 ●戦争その他の変乱^{※1} 〈災害死亡保険金・災害高度障害保険金・障害給付金〉 ●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ●災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失（障害給付金を除く） ●被保険者の犯罪行為 ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ●地震、噴火または津波 ●戦争その他の変乱^{※1}

項目	保険金・給付金をお支払いできない事由
その他、解除等	●責任開始期(日)前の傷害または疾病を原因とするとき※² ●告知内容が事実と相違し、主契約・特約が解除されたとき ●詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効となったとき ●重大事由により解除されたとき 重大事由とは、 ①保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合 ②保険金・給付金の請求に関して詐欺の行為があった場合 ③保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合 ④その他上記と同等の事由があった場合をいいます。 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●第1回保険料の入金がなく、ご契約が無効となったとき

※1 「戦争その他の変乱」の場合でも、当社が判断したときは、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。(詳しくは主約款第2条をご参照ください。)

※2 被保険者が責任開始期前に発病した疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合で、次のいずれかのときには、その高度障害状態は責任開始期以後に発病した疾病を原因によるものとみなして保険金をお支払いすることがあります。

- (1) 保険契約の締結の際(復活の取扱が行われた場合には、最後の復活の際)に、その疾病の告知があった場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査等(人間ドック、健康診断を含む。)により異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. リビング・ニーズ特約について

被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合、死亡保険金額の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

●死亡保険金額の全部をお支払いする場合

保険契約およびすべての特約はその請求日にさかのぼって消滅します。

●死亡保険金額の一部をお支払いする場合

指定保険金額(死亡保険金のうち被保険者が指定した保険金額)と同額の死亡保険金額をリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額したものとします。

リビング・ニーズ保険金の支払後も継続する部分については、引続き減額後の保険料の払込みが必要となります。

●リビング・ニーズ保険金のお支払いについて

指定保険金額から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額が支払金額です。

指定保険金額は、当社の定める範囲内（最高3,000万円）で請求時に被保険者（または指定代理請求人）が指定してください。

7. 死亡保険金受取人が亡くなられた場合について

●死亡保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかに、当社お客様コンタクトセンターへご連絡いただき、死亡保険金受取人を変更する手続きをお願いいたします。

●死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、元の死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

法定相続人が2人以上いる場合の死亡保険金受取割合はそれぞれ等分となります。この場合は、代表者1名を定めて、その代表者が他の保険金受取人（法定相続人）を代理して請求してください。

その他の諸手続きについて

1. 解約について

- ご契約いただいた保険は、大切な保障ですからご継続をおすすめいたします。
- 主契約を解約されますと、各種特約も同時に消滅いたします。
- 解約したときに、返戻金(未経過保険料)があるときはお支払いいたします。
- この保険は主契約および特約に解約返戻金はありません。
- 未経過保険料とは、年払保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をいい、下記の計算式で計算します。なお、月払保険料に未経過保険料はありません。

$$\text{未経過保険料} = \text{年払保険料} \times (\text{保険料払込月数} - \text{経過月数}) / 12$$

2. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

3. 保険契約者以外の者による解約の効力および受取人による保険契約の存続について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人は保険契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること。
 - ②保険契約者でないこと。
- 保険金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること。
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと。

- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること。
当社への通知についても期間内に行うこと。

4. 保険料のお払込みが困難になった場合について

保険料のお払込みが困難になったときは、保険金額等を減額して、保険料の負担を軽くして契約を有効に継続することができます。

- 保険料は少なくなりますが、それに比例して保険金額も少なくなります。
- 減額後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合にはお取り扱いできません。
- 減額した場合、減額分に対応する返戻金があるときはこれをご契約者に払戻します。
- 主契約の減額により、特約の保険金額が当社の定める限度を超える場合は、当社の定める限度まで減額されます。

5. ご契約の更新について

- 保険期間が年満了のご契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として、同一の保険期間、保険金額で更新し保障は継続します。歳満了のご契約は更新しません。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および更新時の保険料率により計算します。更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款が適用されます。
- 主契約は、更新後の保険期間満了日の翌日の年齢が90歳をこえる場合には、90歳までの保険期間に変更して更新します。
- 付加されている特約は、更新後の保険期間満了日の翌日の年齢が80歳をこえる場合には、80歳までの保険期間に変更して更新します。
- 更新を希望しない場合には、保険期間満了日の1カ月前までに当社に書面でお手続きしてください。

6. 指定代理請求特約について

被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ、ご契約者が被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が、受取人にかわって保険金・給付金等をご請求することができます。この特約は、ご契約時もしくは保険期間中に、ご契約者の申出により付加するものとします。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ①被保険者の戸籍上の配偶者または直系血族
直系血族がない場合は、被保険者の兄弟姉妹、兄弟姉妹もない場合は甥姪
- ②被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
※上記に該当する方がいない場合については、指定代理請求特約条項をご参照ください。
※保険金・給付金等の請求時点において、上記のいずれかに該当している必要があります。

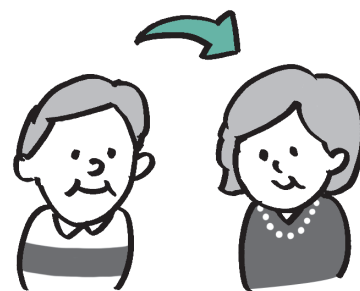
- 指定代理請求人によるご請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。したがって、被保険者の了知なしにこの保険金・給付金等が支払われ、以後の保険金・給付金等のお支払いの残日数が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- 保険金・給付金等のお支払い後にご契約者（被保険者）から契約内容についてご照会があったときには、ご契約者（被保険者）に給付金を支払済の旨、回答せざるを得ないことがあります。このため被保険者（ご契約者）に、保険金・給付金等の支払事由を知られることがあります。

7. こんなときは手続き

こんなときは
お知らせください！



改姓や改名されたとき



契約者変更されるとき



住所や電話番号が
変わったとき



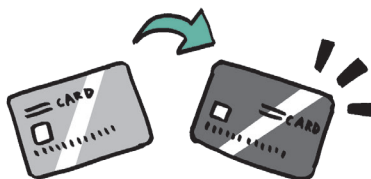
海外に長期滞在されるとき
(旅行は除く)



保険証券を
盗難・紛失されたとき



保険料振替口座を
変えるとき



保険料振替クレジットカード
を変えるとき



生命保険料控除証明書を
なくしたとき

このフリーダイヤルにご連絡ください。



SBI生命 お客様コンタクトセンター



0120-272-811

受付時間 9:00 ~ 17:00

(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合わせください。

8. お手続きのための必要書類一覧

	当社所定の請求書	保険証券	告知書	契約者の印鑑証明書	契約者本人であることを証する会社所定の書類
保険契約の復活	○		○	○	○
解約	○	○		○	○
契約内容の変更(払込方法の変更・保険期間の変更・保険金の減額)	○	○	○ ※1	○	○
契約者変更	○	○		○ ※2	○
保険金受取人の変更	○	○		○	○

※1 保険期間の延長のとき、告知書が必要となります。

※2 ご契約者の変更は、変更前のご契約者の印鑑証明書が必要となります。

※当社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。

(注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

お願いとお知らせ

1. 生命保険募集人について

●生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社（代理店含む）の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

お客さまを担当している当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

〈照会先〉

契約申込サポートデスク ☎0120-272-060

受付時間 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

2. 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

3. 再保険について

当社は、お客さまの引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、当社は再保険の対象となるご契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、続柄、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等、再保険のお引受け・維持管理に必要な個人情報を再保険会社に対して提供いたします。

4. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する次の登録事項を共同して利用しております。保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったと

きは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、SBI生命保険株式会社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様コンタクトセンターまでお問合わせください。

5. 支払査定時照会制度について

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、SBI生命保険株式会社が管理責任を負い

ます。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細についてはお客様コンタクトセンターにお問合わせください。

■相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法。

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

6. 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き、責任準備金等※3の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません※4)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維

持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

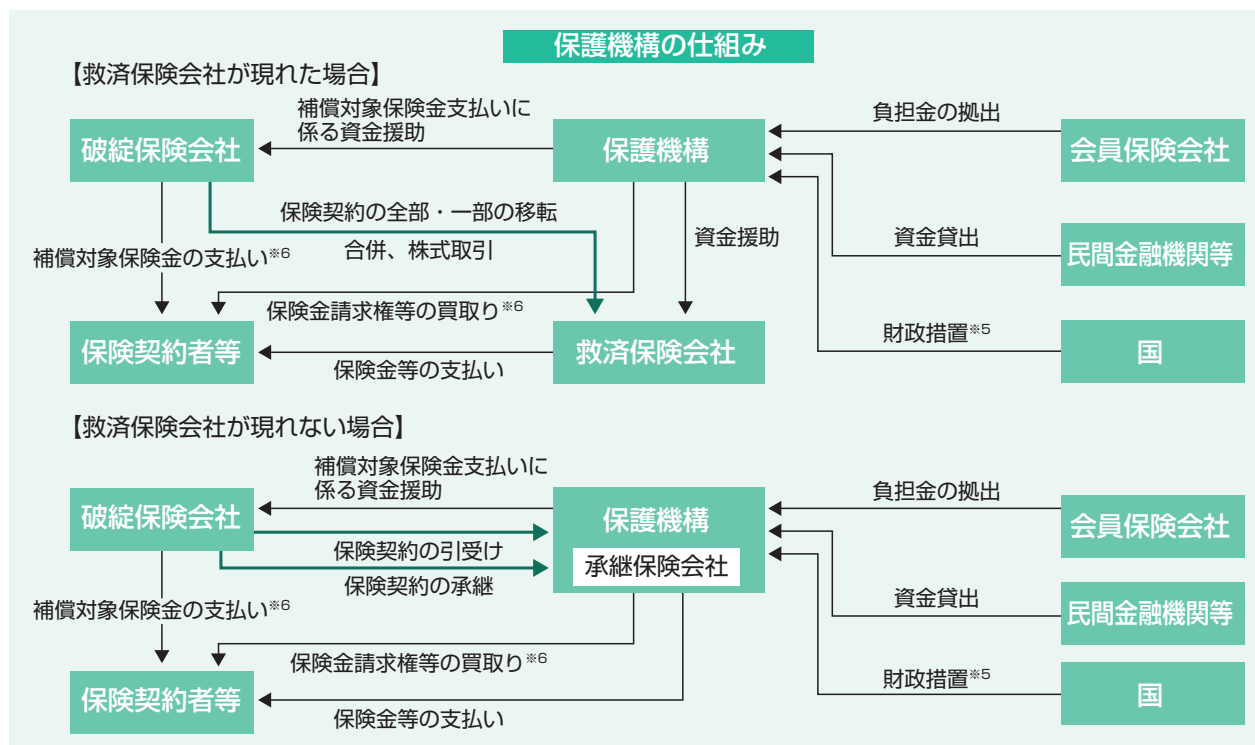
高予定利率契約の補償率＝

$90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



※5 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7. 業況の変化により保険金・給付金等が削減される場合について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合でも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

8. 苦情相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客様コンタクトセンターへご連絡ください。

 **0120-272-811**

受付時間9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. 個人情報保護方針(お客さまの個人情報の取扱いについて)

当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な責務であると認識しています。お客さまに信頼される保険会社であり続けるために、個人情報保護方針を以下のとおり定め、当社の役員および従業員全員が、この方針を遵守して、お客さまの個人情報の取扱いに万全をつくしてまいります。

1. 関連法令の遵守

当社は、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)をはじめとする関連法令のほか、個人情報保護委員会や金融庁の定めるガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を適正に取り扱います。

2. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。ただし、関連法令等に基づく場合は、この限りではありません。

- (1)各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2)当社および当社の関連会社・提携会社(当社の募集代理店を含む)の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- (3)当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの開発・充実
- (4)各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
- (5)市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
- (6)その他保険に関連・付随する業務

3. 個人情報の取得方法

当社は、関係法令等に従い、適正な方法により個人情報を取得します。具体的には、アンケート等により取得する方法、契約申込書等により取得する方法、ご本人からの告知や、ご本人の同意に基づき医師から取得する方法等により取得します。

なお、当社窓口へのお電話につきましては、業務上必要な限度で録音させていただくことがあります。

4. センシティブ情報（機微情報）等の取扱い

当社は、保険業法施行規則の規定に基づき、保険医療に関する情報等のセンシティブ情報（機微情報）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1)法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (6)保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報保護法に定める要配慮個人情報として、関連法令やガイドライン等に従って適切に取り扱います。

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則の規定に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

5. 個人番号（マイナンバー）および特定個人情報の取扱い

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）等の関連法令および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等のガイドラインを遵守して、個人番号（マイナンバー）およびこれを含む特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。

当社は、以下の目的の範囲内で、特定個人情報等を利用いたします。

- (1)保険取引に関する支払調書作成事務
- (2)給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (3)社会保険（国民年金の第3号被保険者の届出事務を含む）、雇用保険届出事務
- (4)報酬・料金等の支払調書作成事務
- (5)その他法令等に定める個人番号関係事務等

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。また、当社は、「特定個人情報等取扱規程」を定め、特定個人情報等の安全管理が図られるよう、役員および従業員に対し必要かつ適切な監督を実施します。

6. 匿名加工情報等の取扱い

当社は、個人情報保護法に基づき、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報（匿名加工情報）およびその加工方法等に関する情報（加工方法等情報）について、個人情報保護法等の関連法令および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」等のガイドラインを遵守して、適正に取り扱います。

当社は、匿名加工情報および加工方法等情報について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

7. 個人情報の第三者提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1)ご本人が同意されている場合
- (2)関連法令に基づく場合
- (3)保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4)当社の業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5)その他個人情報保護法に基づきご本人の同意なく提供が認められている場合

当社は、募集代理店に対して保険募集業務等の委託を行っており、上記(4)に基づき、委託業務の遂行に必要な範囲で個人情報を募集代理店に提供します。募集代理店が、当社から提供された個人情報を上記2に定める利用目的以外の目的で利用することはありません。

8. ご本人の同意に基づく第三者提供の具体例

お客さまの個人情報をご本人の同意に基づき第三者に提供する例として、以下のような場合があります。

(1)団体保険

団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険等の団体保険にご加入の場合、加入申込書等に記載された氏名・性別・生年月日・告知内容等の情報について、当社と保険契約者との間、または当社と当社以外の引受保険会社との間で、相互に提供することがあります。

(2)再保険

お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために、再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行う場合があります。再保険を行う場合、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引き受けを行う保険会社（外国にある保険会社を含みます。）に対して提供することがあります。

9. 生命保険協会が運営する各種制度における個人情報の共同利用

当社は、一般社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のため、以下各制度において個人情報を共同利用する場合があります。

(1)保険契約等に関する情報の共同利用制度

- ・ 契約内容登録制度
- ・ 契約内容照会制度

- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

(2)募集代理店、募集人等に関する情報の共同利用制度

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・廃業等募集人情報登録制度
- ・代理店廃止等情報制度

10.SBIグループ内における個人情報の共同利用

当社は、当社が保有する下記(1)に記載する個人情報について、下記(2)に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、下記(1)エに記載の採用応募者に関する個人情報については、下記(3)オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

(1)共同利用される個人情報の項目

- ア.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報
その他個人の属性に関する情報
- イ.お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ.顧客番号、取引番号等の管理番号等、お取引の管理に必要な情報
- エ. SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

(2)共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されているSBIグループ企業（以下「SBIグループ企業」といいます。）。なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

<https://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>

(3)共同利用の利用目的

- ア.SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
SBIグループ企業の登録会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ.SBIグループ企業とのお取引の遂行
SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞等の応募、その他のお取引を申し込まれた場合に、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務を行うため
- ウ.SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・SBIグループ企業による各種メールマガジン等の情報提供のため
 - ・SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話等による情報提供のため
 - ・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好等の属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェ

ブサイトの閲覧履歴等に応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため

- ・ SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話等の方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報については、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

(4)個人情報の管理について責任を有する者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 北尾 吉孝

(5)共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社 総務部

TEL:03-6229-0100(代表)

11. 個人情報の管理

お客さまの個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客さまの個人情報への不正なアクセスや漏えい、滅失、き損の防止その他お客さまの個人情報の安全を図るために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。具体的な対策として、以下のような取り組みを行っています。

- (1)個人情報の取扱いについては社内規程を定め、これを当社の役員・従業員その他関係者に遵守させるとともに、個人情報の取扱いの継続的な改善に取り組んでいます。
- (2)当社は、個人データ管理責任者を任命し、個人情報を厳格に管理しています。
- (3)当社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の安全確保について周知徹底を図っています。

当社が業務委託を行う場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう委託先の監督を適切に実施します。

12. 個人情報の開示・訂正・利用停止等のご請求

お客さまから、ご自身に係る情報について開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、特別の理由がないかぎり、個人情報保護法等に基づき、開示、訂正、利用停止等の対応を速やかに行います。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求は、下記13のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

13. お問い合わせ窓口

上記12の開示、訂正、利用停止等のご請求のほか、当社の個人情報、特定個人情報等、匿名加工情報等の取扱いにつきましてご意見やご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

SBI生命保険株式会社 お客様コンタクトセンター

所在地 : 〒106-6016 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

電 話 : ☎ 0120-272-811

受付時間 : 平日9:00～17:00

14. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

【お問い合わせ先】

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

所在地 : 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3 階

電 話 : 03-3286-2648

受付時間 : 9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページ : <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

15. 本方針の変更等

当社は、法改正に対応する必要性や事業上の必要性等に応じて、本方針の変更や改正を随時行います。これらの変更等については、当社のウェブサイトに掲載する等の方法で速やかにお知らせします。

16. 個人情報取扱事業者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

SBI生命保険株式会社

代表取締役社長 小野 尚

10. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

当社では、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけること）に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

●お客さまの取引時確認は、以下の場合に行います。

- 1) 生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引を行う場合
- 2) 現金等による200万円を超える取引を行う場合
※取引時確認が必要な取引・商品等につきましては、対象外となるものもあるため、当社担当者にご確認ください。

●お客さまが個人の場合は氏名、住所、生年月日および職業等を、法人の場合は名称と本店等の所在地、事業内容、実質的支配者等を、公的証明書やお客さまからの申告により確認します。また、確認した事項に後日変更があった場合は、当社あてにご連絡ください。

11. 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について

当社では、ご契約にあたっては、下記の内容をご確認いただいたうえで、「報告対象となるお客さま」に該当しない旨を宣誓いただきます。

なお、該当する場合は契約申込サポートデスクまでご確認ください。

●外国口座税務コンプライアンス法とは

外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます）とは、米国の納税義務者が米国外の金融口座等を利用して租税を回避することを防ぐ目的で、米国外の金融機関の口座保有者が米国納税義務者であるか確認することを求める米国内の法律です。

我が国の金融庁および国税庁の要請により、当社ではFATCAに基づき、下記のお客さまにかかわる各種お取引の際に米国内国歳入庁までご契約情報の報告を行います。FATCAに基づき当社が取得したお客さまの個人情報、本法上の目的にのみ使用します。

●報告の対象となるお客さま（以下に該当するか、該当すると思われるお客さまが対象となります。）

①特定米国人

米国市民、米国永住権所有者、米国居住者※、米国法人、米国パートナーシップ、米国財団など

※対象年度の米国滞在日数、前年の米国滞在日数の3分の1、前々年の米国滞在日数の6分の1を合計して183日以上の場合に該当します。

②米国人所有の外国事業体

25%を超える議決権を有する特定米国人が1人以上存在する法人など

●確認が必要となるお取引

生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金のお支払い、その他米国への移住等お客さまの状況が変化された場合など

生命保険と税金について

◇以下は、2022年11月現在の税制・関係法令等にもとづいて記載しております。

将来的に税制・関係法令等が変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。

個別のお取扱い等については、所轄の税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

1. 年末調整・確定申告について

◇お払込みいただいた保険料は、生命保険料控除により、所得税・住民税が軽減される場合があります。

●控除の対象となる保険契約

給付金の受取人がご契約者ご本人か、配偶者やその他の親族となっている保険契約。

●控除の対象となる保険料

1月から12月までの1年間にお払込みいただいた保険料（控除対象外の保険料を除く。）の合計額。

●お手続き方法

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社よりお送りする「生命保険料控除証明書」を年末調整や確定申告の際に、申告書に添付して控除をお受けください。

2. 生命保険料控除額について

●所得税の一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料控除額（課税対象額から控除されます。）

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2 + 10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4 + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律40,000円

※それぞれ40,000円(全体で120,000円)が控除額の上限となります。

●住民税の一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料控除額（課税対象額から控除されます。）

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2 + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4 + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律28,000円

※それぞれ28,000円(全体で70,000円)が控除額の上限となります。

3. 生命保険金控除について

契約者と被保険者が同一人で、指定された死亡保険金受取人が、契約者の相続人にあたる場合には、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱を受ける特典があります。

500万円×法定相続人の数＝非課税限度額

なお、相続人以外の人が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

4. 保険金等の税務上のお取扱いについて

保険金にかかる税金は契約者、被保険者、保険金受取人の関係によって異なります。

〈死亡保険金を受取られたときの税金について〉

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一で受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

5. 給付金等の税務上のお取扱いについて

給付金（無事故給付金は含みません。）・高度障害保険金等は受取人が被保険者、その配偶者またはその直系血族、または生計を一にするその親族の場合、非課税となります。

※税務上のお取扱いについては、今後の税法改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱い等につきましては所轄の税務署または税理士にご確認ください。

定期保険
(無解約返戻金型)(2015)
普通保険約款

ぜひご一読され、
大切なご契約内容を十分ご理解ください。

定期保険(無解約返戻金型)(2015)目次

この保険の趣旨

1. 保険金の支払

- 第1条(保険金の支払)
- 第2条(保険金の削減支払)
- 第3条(高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)
- 第4条(保険金の支払方法の選択)

2. 保険料の払込免除

- 第5条(保険料の払込免除)

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

- 第6条(保険金の請求)
- 第7条(保険料の払込免除の請求)

4. 保険金の支払の時期および場所

- 第8条(保険金の支払の時期および場所)

5. 責任開始期

- 第9条(責任開始期)
- 第10条(保険証券)

6. 保険料の払込

- 第11条(保険料の払込)
- 第12条(保険料の払込方法<経路>)
- 第13条(保険料の前納および一括払)

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第14条(猶予期間および保険契約の失効)
- 第15条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)

8. 保険契約の復活

- 第16条(保険契約の復活)

9. 保険契約の更新

- 第17条(保険契約の更新)

10. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

- 第18条(詐欺による取消または不法取得目的による無効)

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第19条(告知義務)
- 第20条(告知義務違反による解除)
- 第21条(保険契約を解除できない場合)

12. 重大事由による解除

- 第22条(重大事由による解除)

13. 解約および返戻金

- 第23条(解約)
- 第24条(返戻金)

- 第25条(保険金の受取人による保険契約の存続)

14. 保険契約内容の変更

- 第26条(保険料の払込方法<回数>の変更)
- 第27条(保険期間および保険料払込期間の延長)
- 第28条(保険金額の減額)

15. 保険契約者および死亡保険金の受取人

- 第29条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)
- 第30条(遺言による死亡保険金受取人の変更)
- 第31条(保険契約者の変更)
- 第32条(保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)
- 第33条(保険契約者の住所の変更)

16. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第34条(被保険者の業務、転居および旅行)

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

- 第35条(契約年齢の計算)
- 第36条(契約年齢または性別の誤りの処理)

18. 契約者配当

- 第37条(契約者配当)

19. 契約内容の登録

- 第38条(契約内容の登録)

20. 時効

- 第39条(時効)

21. 管轄裁判所

- 第40条(管轄裁判所)

22. 情報処理機器による保険契約の申込に関する特則

- 第41条(情報処理機器による保険契約の申込に関する特則)

23. 令和元年12月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

- 第42条(令和元年12月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則)

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害状態

定期保険(無解約返戻金型)(2015)

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに所定の給付を行うことを主な内容とするものです。なお、この保険契約に解約返戻金はありません。

1. 保険金の支払

第1条(保険金の支払)

1. この保険契約の死亡保険金および高度障害保険金(以下、「保険金」といいます。)は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ① 責任開始期(復活の取扱いが行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)からその日を含めて3年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ③ 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に、別表3に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。
3. 死亡保険金を支払った場合には、その支払請求後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は高度障害保険金を支払いません。
4. 死亡保険金が支払われた場合には、会社は第24条(返戻金)第3項に定める未経過保険料(以下、「未経過保険料」といいます。)があるときは、これを死亡保険金受取人に払い戻します。
5. 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

7. 次の各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は第24条(返戻金)第2項に定める責任準備金(第5項に該当する場合には支払われない保険金部分の責任準備金)および未経過保険料があるときはこれを支払います。この場合の受取人は、保険契約者とします。
 - (1) 責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
9. 高度障害保険金の受取人は前項の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
10. 被保険者が高度障害状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害保険金を支払います。
11. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合で、次のいずれかのときには、その高度障害状態は責任開始期以後に発病した疾病を原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 保険契約の締結の際(復活の取扱が行われた場合には、最後の復活の際とします。)に、その疾病の告知があった場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査等(人間ドック、健康診断を含みます。)により異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条(保険金の削減支払)

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は死亡保険金または高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第3条(高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、会社は未経過保険料があるときは、これを高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第4条(保険金の支払方法の選択)

1. 保険契約者(保険金の支払事由発生後はその受取人)は、保険金の一時支払に代えて、保険金の全部または一部についてすえ置支払を選択することができます。
2. 前項のすえ置支払は、一定のすえ置期間(保険期間または10年のいずれか短い期間を限度とします。)中、会社の定めるところにより、保険金に利息を付けて積み立てておき、すえ置期間満了のときにその元利金を支払います。また、その元利金は、請求があればすえ置期間中でも支払います。なお、第22条(重大事由による解除)第1項各号に該当したときは、すえ置期間中であってもすえ置を終了し、その元利金を支払います。

2. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 保険料の払込免除は次のとおりです。

	保険料の払込を免除する場合 (以下、「払込の免除事由」といいます。)	払込を免除する 保険料	払込の免除事由に該当しても 保険料の払込を免除しない場合
保険料の 払込免除	被保険者が、責任開始期以後に発生した別表2に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料の払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込の免除事由が生じた日の後に第11条（保険料の払込）に定める払込期月の到来する保険料（ただし、第11条第4項に規定する保険料は払い込むことを要します。）	被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害の状態または泥酔の状態を原因とする事故 ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 地震、噴火または津波 ⑦ 戦争その他の変乱

2. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害の状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと判断したときは、会社は保険料の払込を免除します。
3. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に裏書きします。
4. 保険料の払込免除に際しては、第8条（保険金の支払の時期および場所）を準用します。
5. 保険料の払込が免除された場合には、以後第11条（保険料の払込）に定める払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
6. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

第6条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社へ提出して保険金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
（1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第7条（保険料の払込免除の請求）

1. 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険料の払込免除を請求してください。

4. 保険金の支払の時期および場所

第8条（保険金の支払の時期および場所）

1. 保険金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社で支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて40日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第22条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までににおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
 - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 70日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 100日
 - (6) 前項第1号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

5. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、保険金を請求した者に、該当した条項番号および保険金を支払うべき期限を通知します。
6. 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

5. 責任開始期

第9条（責任開始期）

1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
2. 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。

第10条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約の種類
- (3) 保険契約者の氏名または名称
- (4) 被保険者の氏名および年齢
- (5) 保険金の受取人の氏名または名称
- (6) 保険期間
- (7) 保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 付加された特約
- (11) 解約返戻金額
- (12) 保険証券を作成した年月日

6. 保険料の払込

第11条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料の払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法＜経路＞）第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間（この期間を「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社はその払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は第1項の保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）第2項の規定を準用します。

第12条 (保険料の払込方法<経路>)

1. 保険契約者は、会社の定める範囲で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法 (所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
 - (4) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項各号のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、会社の定める範囲で、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
4. 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が、会社の取扱範囲をこえたとき、または会社の定める条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条 (保険料の前納および一括払)

1. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。ただし、月払契約にあっては、保険料を前納する場合には、保険料の払込方法 (回数) を年払に変更することを要します。
2. 保険料を前納する場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 前納する保険料については、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 保険料の前納金に対しては、会社所定の利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の前納金は、第11条 (保険料の払込) 第1項第2号に規定する年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込に充当します。
 - (4) 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
3. 月払契約にあっては、保険契約者は、当月分を含めて12か月分以内の保険料を一括して払い込むことができます。
4. 前項の規定により保険料を一括して払い込む場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険料を3か月分以上一括して払い込む場合には、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 第2項第4号の規定は、保険料一括払の場合に準用します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条 (猶予期間および保険契約の失効)

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで (契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

第15条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約

は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

8. 保険契約の復活

第16条 (保険契約の復活)

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が保険契約の解約を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料とこれに対する会社所定の利率で計算した利息の合計額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第9条(責任開始期)の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第9条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 保険契約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。

9. 保険契約の更新

第17条 (保険契約の更新)

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了の日の1か月前までに保険契約を継続しない旨を会社に通知しない限り、保険契約(保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。)は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) 契約日から更新後の保険契約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) 更新前の保険契約の保険期間を歳満了で定めているとき
 - (4) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、保険契約は会社の定めるところにより短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新された保険契約の保険料は、更新日(保険期間満了の日の翌日。以下同じ。)における被保険者の年齢により計算します。ただし、保険料建てによる保険契約が更新された場合は、更新日における被保険者の年齢により更新後の保険契約の保険金額を計算します。
4. 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第11条(保険料の払込)、第14条(猶予期間および保険契約の失効)第1項および第15条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)の規定を準用します。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
7. 保険契約が更新された場合は、第24条(返戻金)第2項において「保険料を払い込んだ年月数」とあるのは「更新後の保険料を払い込んだ年月数」と、「経過した年月数」とあるのは「更新後の経過した年月数」と読み替えます。また、同条第3項の算式部分においても前記と同様に、「年払保険料」とあるのは「更新後の年払保険料」、「保険料払込月数」とあるのは「更新後の保険料払込月数」と、「経過月数」とあるのは「更新後の経過月数」とそれぞれ読み替えます。
8. 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同一とします。ただし、更新時ににおいて会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの保険契約の保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
9. 本条の規定によりこの保険契約が更新されたときは、第1条(保険金の支払)、第5条(保険料の払込免除)、第20条(告知義務違反による解除)および第21条(保険契約を解除できない場合)の規定の適用

に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。

10. この保険契約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知し、新たな保険証券を発行せずに旧保険証券と保険契約更新通知書をもって新保険証券に代えます。
11. 第1項第4号の規定によりこの保険契約が更新されないときは、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

10. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

第18条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ。）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第19条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第20条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が前条の告知の際に、故意もしくは重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
2. 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、第24条（返戻金）に定める返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第21条（保険契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- (1) 会社が保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第19条の告知をすることを妨げたとき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第19条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

12. 重大事由による解除

第22条(重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本条において同じ。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当した場合
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金(第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号①から⑤に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項について同じ。)は支払いません。もし、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込の免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、第24条(返戻金)に定める返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分に対応する返戻金を保険契約者に支払います。

13. 解約および返戻金

第23条 (解約)

1. 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第24条 (返戻金)

1. この保険契約には解約返戻金はありません。
2. 保険契約の責任準備金は、保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により計算します。本項の「年月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
3. 年払契約の払い込んだ保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額を未経過保険料といい、以下の算式のとおりに計算(「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。)します。なお、月払契約に未経過保険料はありません。
未経過保険料 = 年払保険料 × ((保険料払込月数) - (経過月数)) / 12
4. 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、第8条(保険金の支払の時期および場所)の規定を準用します。

第25条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後であり、かつ、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了時に解約の効力が生じるものとみなします。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間(解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後であり、かつ、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了までの期間)が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

14. 保険契約内容の変更

第26条 (保険料の払込方法<回数>の変更)

1. 保険契約者は、会社の定める範囲で年払または月払の保険料の払込方法を相互に変更することができます。
2. 保険契約者は、本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第27条 (保険期間および保険料払込期間の延長)

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で保険期間を延長することができます。
2. 保険契約者が本条の延長を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 会社が本条の延長を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を受領し、将来の保険料を改めます。
4. 本条の延長は会社が承諾した時から効力を生じます。

5. 本条の延長を行ったときは、保険証券に裏書きします。
6. 延長後の保険期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は本条の延長を取り扱いません。
7. 保険期間が延長された場合、保険料払込期間も同時に同じ期間に延長されます。

第28条 (保険金額の減額)

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の保険金額の減額を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の保険金額の減額を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 保険金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 本条の保険金額の減額が行われたときは、減額分に対応する第24条(返戻金)に定める返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻し、将来の保険料を改めます。
5. 本条の保険金額の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の保険金額の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

15. 保険契約者および死亡保険金の受取人

第29条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
5. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第30条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
5. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第31条 (保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第32条 (保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

1. 保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上いる場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとし

ます。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いる場合には、その責任は連帯とします。

第33条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は保険契約を解除せず、また特別保険料の請求をしないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第35条（契約年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約の締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日、更新日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前項以外のときは、会社の定める方法により訂正処理します。
3. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて会社の定める方法により訂正処理します。

18. 契約者配当

第37条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

19. 契約内容の登録

第38条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または増額が行われた場合は、最後の復活または増額の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。ただし、契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

20. 時効

第39条(時効)

保険金、責任準備金もしくは第24条(返戻金)に定める返戻金の支払の請求または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

21. 管轄裁判所

第40条(管轄裁判所)

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 情報処理機器による保険契約の申込に関する特則

第41条(情報処理機器による保険契約の申込に関する特則)

1. 保険契約者が情報処理機器を用いて保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。
2. この特則を適用した場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、情報処理機器の申込画面において、申込に係る所要事項を入力し、保険契約の申込を行うものとします。
 - (2) 第19条(告知義務)を次のとおり読み替えます。

「保険契約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が

被保険者に関し申込画面または書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その申込画面に入力することまたはその書面により告知してください。」

- (3) 第36条(契約年齢または性別の誤りの処理)の規定中、「保険契約申込書に記載された」とあるのは、「申込画面に入力された」と読み替えます。
- (4) 会社は、保険契約者による所要事項の入力をもって、保険契約の申込があったものとします。この場合、申込画面上に保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。

23. 令和元年12月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

第42条(令和元年12月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則)

令和元年12月1日以前に締結されたこの主契約が更新されたときは、第36条(契約年齢または性別の誤りの処理)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第36条(契約年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日、更新日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により訂正処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて会社の定める方法により訂正処理します。

」

別表1 請求書類

1. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

	項目	必要書類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 会社所定の事故状況報告書[不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 死亡した被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書[不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 高度障害状態になった被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

	項目	必要書類
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書 [不慮の事故であることを証する書類（交通事故の場合、交通事故証明書。）。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 保険証券 (6) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法（回数）の変更 (2) 保険期間の変更 (3) 保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
4	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考[別表3]

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

<身体部位の名称図>

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考[別表4]

1. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 耳の障害(聴力障害)
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$1/4(a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節お

よび手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

<身体部位の名称図>

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



災害割増特約(2015)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

第1条(災害保険金の支払)

1. この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金(以下、「災害保険金」といいます。)は次のとおりです。

保険金の種類	災害保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	災害保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
(1) 災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した別表2に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ② この特約の責任開始期以後に発病した別表4に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧ 地震、噴火または津波 ⑨ 戦争その他の変乱
(2) 災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表3に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)になったとき この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ② この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態になったとき この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときも同様とします。	災害高度障害保険金額	被保険者	

2. 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は災害死亡保険金を支払いません。
3. 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は災害高度障害保険金を支払いません。
4. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第14条(特約の返戻金)第3項に定めるこの特約の未経過保険料(以下、「未経過保険料」といいます。)があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。
5. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
8. 災害高度障害保険金の受取人は前項の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
9. 被保険者が高度障害状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では災害高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき(その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故からその日を含めて180日以内であることを要します。)には、災害高度障害保険金を支払います。
10. 災害高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとします。この場合、会社はこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第2条(災害保険金の削減支払)

次のいずれかにより災害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が小さいと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は災害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条(特約の保険料の払込免除)

1. 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第4条(災害保険金の請求、支払の時期および場所)

1. 災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害保険金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 災害保険金の受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を会社へ提出して災害保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による災害保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第5条(特約の締結および責任開始期)

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで、承諾したとき

に、この特約を主契約に付加することができます。

3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第6条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、次に定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、災害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき災害保険金額から未払込の保険料を差し引きます。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第10条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (5) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して

更新します。

3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日(この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。)における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条(災害保険金の支払)、第3条(特約の保険料の払込免除)、第7条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)および第11条(告知義務、告知義務違反による解除および解除できない場合)の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
10. 第1項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱いに準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
11. 第14条(特約の返戻金)に定める返戻金は、更新後の保険契約にもとづき計算します。

第11条(告知義務、告知義務違反による解除および解除できない場合)

この特約の締結または復活の際の告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合に関する規定を準用します。

第12条(重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

第13条(特約の解約)

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第14条(特約の返戻金)に定める返戻金があるときは、これを請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第14条(特約の返戻金)

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第15条(特約の消滅)第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、この特約の保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
3. 年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおり計算しま

す。なお、月払契約には未経過保険料はありません。

この特約の未経過保険料＝この特約の年払保険料×((この特約の保険料払込月数)－(この特約の経過月数))/12

4. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第15条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金があるときは、これを支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
4. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、未経過保険料があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合は除きます。

第16条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
4. この特約の災害保険金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額が行われたときは、減額分に対応する第14条(特約の返戻金)に定める特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻し、将来のこの特約の保険料を改めます。
6. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
7. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第17条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第18条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活、復旧または増額が行われた場合は、最後の復活、復旧または増額の日とします。以下第2項において同じ。)
 - (4) 会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。ただし、契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1

項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第19条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項目	必要書類
1	災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 会社所定の事故状況報告書〔不慮の事故であることを証する書類（交通事故の場合、交通事故証明書。）。ただし、感染症による場合を除く。〕 (4) 死亡した被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2	災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書〔不慮の事故であることを証する書類（交通事故の場合、交通事故証明書。）。ただし、感染症による場合を除く。〕 (4) 高度障害状態になった被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書〔不慮の事故であることを証する書類（交通事故の場合、交通事故証明書。）。ただし、感染症による場合を除く。〕 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法(回数)の変更 (2) 保険期間の変更 (3) 保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
4	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考[別表3]

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

<身体部位の名称図>

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A 01.0
パラチフスA	A 01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 80
ラッサ熱	A 96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A 98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A 98.4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウィルス属SARS コロナウィルスであるものに限り ます。)	U 04

上記の分類項目に定める感染症のほか、世界保健機関(WHO)の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂(2019年版)(ICD-10 Version: 2019)」に定める以下の疾病についても、対象となる感染症とします。

名称	ICDコード
COVID-19	U 07.1

傷害特約(2015)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき、または不慮の事故により所定の身体障害状態になったときに所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

第1条（保険金および給付金の支払）

1. この特約の災害死亡保険金および障害給付金（以下、「保険金および給付金」といいます。）は次のとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金および給付金を支 払わない場合(以下、「免 責事由」といいます。)
(1) 災害死亡 保険金	被保険者がこの特約の保険期 間中に次のいずれかに該当し たとき ① この特約の責任開始期(復活 の取扱が行われた場合は最 後の復活の際の責任開始 期。以下同じ。)以後に発生 した別表2に定める不慮の 事故(以下、「不慮の事故」と いいます。)による傷害を直 接の原因として、その事故の 日からその日を含めて180 日以内に死亡したとき ② この特約の責任開始期以後 に発病した別表3に定める 感染症を直接の原因として 死亡したとき	災害保険金額	主たる保険契約 (以下、「主契約」 といいます。)の 死亡保険金受取 人	次のいずれかにより支払 事由に該当したとき ① 保険契約者または被保 険者の故意または重大 な過失 ② 災害死亡保険金につい ては、災害死亡保険金 の受取人の故意または 重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害 の状態を原因とする事 故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態 を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定め る運転資格を持たない で運転している間に生 じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定め る酒気帯び運転または これに相当する運転を している間に生じた事 故 ⑧ 地震、噴火または津波 ⑨ 戦争その他の変乱
(2) 障害 給付金	被保険者がこの特約の責任開 始期以後に発生した不慮の事 故による傷害を直接の原因と してその事故の日からその日 を含めて180日以内のこの特 約の保険期間中に別表4に定 める身体障害状態(以下、「身 体障害状態」といいます。)に該 当したとき	災害保険金額 × 別表4に定め る給付割合	被保険者	

2. 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、災害死亡保険金額にその該当する給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。
(1) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金をすでに支払っているとき

(2) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金の請求を受け、支払うこととした障害給付金をまだ支払っていないとき

3. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
4. 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は障害給付金を支払いません。
5. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第15条(特約の返戻金)第3項に定めるこの特約の未経過保険料(以下、「未経過保険料」といいます。))があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を障害給付金の受取人とします。
8. 障害給付金の受取人は前項の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
9. 被保険者が身体障害状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき(その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故からその日を含めて180日以内であることを要します。))には、障害給付金を支払います。

第2条(保険金および給付金の削減支払)

次のいずれかにより保険金または給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は保険金または給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条(障害給付金の支払限度)

この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条(特約の保険料の払込免除)

1. 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。))の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第5条(保険金および給付金の請求、支払の時期および場所)

1. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金または給付金の受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を会社に提出して保険金または給付金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による保険金または給付金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第6条(特約の締結および責任開始期)

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約

を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。

3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第7条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、次に定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了するときまでに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき保険金額または給付金額から未払込の保険料を差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間が満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第11条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえ

るとき

- (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
- (4) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
- (5) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
- 3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
- 4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- 5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
- 6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- 7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
- 8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（保険金および給付金の支払）、第3条（障害給付金の支払限度）、第4条（特約の保険料の払込免除）、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第12条（告知義務、告知義務違反による解除および解除できない場合）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
- 10. 第1項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 11. 第15条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約にもとづき計算します。

第12条（告知義務、告知義務違反による解除および解除できない場合）

この特約の締結または復活の際の告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合に関する規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

第14条（特約の解約）

- 1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第15条（特約の返戻金）に定める返戻金があるときは、これを請求することができます。
- 2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第15条（特約の返戻金）

- 1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
- 2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第16条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、この特約の保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の

小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および第3項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。

3. 年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおり計算します。なお、月払契約には未経過保険料はありません。

この特約の未経過保険料 = この特約の年払保険料 × ((この特約の保険料払込月数) - (この特約の経過月数)) / 12

4. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第16条 (特約の消滅)

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金があるときは、これを支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
4. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、未経過保険料があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合は除きます。

第17条 (災害保険金額の減額)

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
4. この特約の災害保険金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額が行われたときは、減額分に対応する第15条(特約の返戻金)に定める特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻し、将来のこの特約の保険料を改めます。
6. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
7. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第18条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

第19条 (契約内容の登録)

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日(復活、復旧または増額が行われた場合は、最後の復活、復旧または増額の日とします。以下第2項において同じ。)
 - (4) 会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。ただし、契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第20条（管轄裁判所）

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項目	必要書類
1	災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 会社所定の事故状況報告書 [不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書。)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 死亡した被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書 [不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書。)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書 [不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書。)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法(回数)の変更 (2) 保険期間の変更 (3) 保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
4	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、下記のものと
し、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要
ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A 01.0
パラチフスA	A 01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 80
ラッサ熱	A 96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A 98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A 98.4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限り ます。)	U 04

上記の分類項目に定める感染症のほか、世界保健機関(WHO)の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類
第10回改訂(2019年版)(ICD-10 Version: 2019)」に定める以下の疾病についても、対象となる感
染症とします。

名称	ICDコード
COVID-19	U 07.1

別表4 障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%

等級	身体障害	給付割合
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

- (1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位(別表5)に生じた2種目以上の身体障害の状態については、その給付割合は、そのうち最も上位の種目の属する等級の給付割合とします。
- (2) すでに上記に該当する身体障害のあった身体の同一部位(別表5)に生じた身体障害については、その給付割合は、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。

備考[別表4]

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難でその都度他人の介護を要する状態をいいます。
3. 眼の障害(視力障害)
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
4. 言語またはそしゃくの障害
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。
5. 耳の障害(聴力障害)
(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$1/4(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
6. 鼻の障害
(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。
7. 上・下肢の障害
(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

<身体部位の名称図>

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表4の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断された場合、被保険者の請求により、死亡保険金の全部または一部を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約保険金の支払）

1. 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める金額を限度として、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払います。ただし、本条の保険金額の請求は主契約の保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
2. 主契約の保険金額の全部が支払われた場合、本条の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、本条の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険金の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
3. 本条の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、本条の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本条の保険金を支払いません。
4. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、本条の保険金を支払いません。
5. 本条の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、請求日から6か月間の請求保険金に対応する利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金合計額を差し引いて支払います。
6. 主契約の保険金額の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は本条の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約返戻金があってもこれを支払いません。なお、消滅する特約において、保険期間の満了時を含む継続入院に関する規定がある場合には、当該特約の消滅分についてこの規定を準用します。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。
7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、第1項の規定にかかわらず本条の保険金の受取人を、保険契約者とします。
8. 主約款および主契約に付加された他の特約の規定により、請求保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、請求保険金の請求日から6か月経過した日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求してください。
2. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第3条（特約保険金を支払わない場合）

次のいずれかの事由によって被保険者が第1条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- （1）主契約の責任開始期から1年以内における被保険者の自殺行為
- （2）保険契約者または被保険者の故意
- （3）戦争その他の変乱

第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出が

あった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第5条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第6条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第8条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第10条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

第12条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第13条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に定期保険特約（逓増型）が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約（逓増型）が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に定期保険特約（逓増型）の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約（逓増型）の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。
5. 定期保険特約（逓増型）の場合、本条第2項の保険金額の減額は、減額された保険金額に対応した特約基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第17条（定期保険、定期保険（無解約返戻金型）、定期保険（無解約返戻金型）（2015）またはインターネット申込専用定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合の特則）

この特約が定期保険、定期保険（無解約返戻金型）、定期保険（無解約返戻金型）（2015）またはインターネット申込専用定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12か月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12か月以上前」と読み替えます。

第18条（主契約に定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6か月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）に定期保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6か月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。

第19条（逓増定期保険または新逓増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が逓増定期保険または新逓増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第20条（収入保障保険に付加された場合の特則）

この特約が収入保障保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日の6か月後の応当日における死亡時保障換算額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡時保障換算額に対応する基準年金月額を減額したものとして取り扱います。

第21条（平成20年4月1日以前に締結された特約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新されたときは、次の各号に定めたとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

（1）第1条（特約保険金の支払）第7項を次のとおり読み替えます。

「7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項および第2条第2項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者とします。」

(2) 第2条(特約保険金の請求、支払の時期および場所)を次のとおり読み替えます。

「第2条(特約保険金の請求、支払の時期および場所)

1. 被保険者は、必要書類(別表1)を提出して、前条第1項の保険金を請求してください。
2. 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条第4項の規定により変更指定した次の者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が、必要書類および特別の事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約による保険金の受取人の代理人として前条第1項の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約による保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
3. 前項の規定により、会社がこの特約による保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約による保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。このとき、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を提出してください。
 - (2) 本項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ、会社に対抗できません。
5. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。」

(3) 第3条(特約保険金を支払わない場合)第2号を次のとおり読み替えます。

「(2) 保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」

別表1 請求書類

1. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

	項目	必要書類
1	リビング・ニーズ特約による保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の事故状況報告書[不慮の事故であることを証する書類(交通事故の場合、交通事故証明書。)。ただし、感染症による場合を除く。] (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 被保険者の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、この特約の対象となる保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人に代わって請求することを可能とするためのものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の責任準備金を含みます。以下同じ。）のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- （1）被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- （2）被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、保険契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号に定める範囲で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定はなかったものとみなします。

- （1）次の範囲内の者
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③前②に該当する者がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- （2）（1）に該当する者がいない場合には、次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④にかかげる以外の者
 - ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③その他前①および②にかかげる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

1. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次のいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - （1）傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
 - （2）傷病名（会社が定めるものに限ります。）の告知を受けていないこと
 - （3）その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、前条に定める範囲の者であることを要します。
3. 前2項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、第1項の事情を示す書類および次の書類を提出してください。
 - （1）会社所定の請求書

- (2) 保険証券
- (3) 被保険者の住民票
- (4) 会社所定の診断書
- (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
- (6) 指定代理請求人が前項第1号のいずれかに該当するときは、指定代理請求人の戸籍謄本
- (7) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し
- (8) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
- 4. 前3項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5. 第1項にかかわらず、次のいずれかの者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。また、その者から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (1) 故意に保険金等の支払事由(保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じ。)を生じさせた者
 - (2) 故意に保険金等の受取人を第1項第1号もしくは第3号に定める状態(ただし、第3号については、第1号に準じた状況に限ります。)に該当させた者
 - (3) 保険金等の請求時において、次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる者
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる者
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 6. 会社は、第3項の提出書類の一部の省略を認めまたは第3項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第5条 (指定代理請求人の変更および指定の撤回)

- 1. 保険契約者は、次の書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
- 2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または指定の撤回について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

第6条 (告知義務違反による解除等の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

第7条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- 2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用

して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、次の書類を会社に提出してください。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第9条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

- 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第11条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第12条（主約款および本特約以外の特約の代理請求に関する規定の不適用）

主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、所定の者が高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ保険金または特定疾病保険金（同様の給付を含み、給付の名称のいかんを問いません。）の受取人の代理人としてこれらの保険金を請求できる旨の規定は適用しません。

第13条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第14条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の特則）

保険契約者および死亡保険金等（給付の名称のいかんを問いません。以下本条において同じ。）の受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）がいずれも同一法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第15条（主契約が更新される場合の特則）

1. この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の1か月前までにこの特約を継続しない旨通知しない限り、この特約は主契約に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

第16条（主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合の特則）

主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合においても、本特約については、主契約および本特約以外の特約の規定に関わらず、有効に継続するものとします。

第17条（年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1. 年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）（以下、「年金払特約等」といいます。）による年金を特約の対象となる保険金等とするときは、次の各号に定めるとおりとします。
 - （1）第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金払特約等による年金の年金基金設定後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、年金払特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - （2）すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により年金払特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
2. 前項第1号の規定により年金払特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - （1）第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。
 「第2条（特約の対象となる保険金等）
 この特約の対象となる保険金等は、年金払特約等による年金とします。ただしこの特約が年金基金に付加されている場合で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一の場合に限ります。」
 - （2）第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）において「保険金等の受取人」および「被保険者」とあるのを「年金受取人」へ、「保険金等」を「年金」へ、それぞれ読み替えます。
 - （3）第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）および第8条（特約の解約）において「保険契約者」とあるのを「年金受取人」へ、「保険証券」とあるのを「年金証書」へ、それぞれ読み替えます。
 - （4）第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 「第10条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 （1）年金基金の価額の支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
 （2）確定年金における年金の一括支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
 （3）年金受取人の死亡により、当該年金受取人の権利が消滅したとき」

特別条件特約

第1条（特約の締結）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通危険に適合しないと認められるときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。

第2条（特別条件）

この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて次のいずれか1つまたは2つの方法によります。

（1）保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡または別表2に定める高度障害状態になった場合には、支払うべき保険金額（収入保障保険における基準年金月額を含みます。）に次の割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金（収入保障保険における遺族年金および高度障害年金を含みます。）として支払います。ただし、別表1に定める不慮の事故または別表3に定める感染症による場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

（2）特別保険料領収法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合特別保険料と普通保険料との合計額をこの保険契約の保険料とします。なお、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または保険契約に付加されている他の特約において、未経過保険料を返還する取り扱いの場合、その計算の基準となる保険料は、特別保険料と普通保険料の合計額とします。

第3条（主約款の不適用）

- この特約が付加された保険契約については、主約款およびその保険契約に付加されている他の特約に定める次の各号の取扱を行いません。
 - 保険期間または保険料払込期間の変更
 - 他の個人保険への変更
 - 保険契約の更新
- この特約により付加する条件が保険金削減支払法のみが適用されている場合には、前項の規定にかかわらず、前項第1号および第3号の取扱を次のとおりとします。
 - 前項第1号の場合、削減期間を限度として保険期間または保険料払込期間を短縮することができます。
 - 前項第3号の場合、保険契約の保険期間満了の日までに削減期間が満了しているときは、保険契約の更新を取り扱います。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考【別表2】

1. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

<身体部位の名称図>

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A 01.0
パラチフスA	A 01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A 80
ラッサ熱	A 96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A 98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A 98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A 98.4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウィルス属SARS コロナウィルスであるものに限り ます。)	U 04

上記の分類項目に定める感染症のほか、世界保健機関(WHO)の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第10回改訂(2019年版)(ICD-10 Version: 2019)」に定める以下の疾病についても、対象となる感染症とします。

名称	ICDコード
COVID-19	U 07.1

保険料口座振替特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - （2）保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、次の各号に定める日（以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
 - （1）第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）を口座振替で行う場合
払込期間（責任開始期の属する日からその日を含めて翌月末日までの期間をいいます。以下同じ。）中の会社の定めた日
 - （2）第2回以後の保険料を口座振替で行う場合
主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日
2. 前項第1号の場合、第1回保険料の払込については、猶予期間（払込期間の翌月初日から末日までをいいます。以下同じ。）があります。
3. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
5. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約を主たる保険契約に付加した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）第1回保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を受けた時、または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。なお、会社が責任を開始する日を責任開始の日といい、責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- （2）第2回以後の保険料から口座振替を行う場合は、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- （3）前2号の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前2号に規定する契約日を基準として計算します。ただし、前2号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- （4）会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- （5）第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に第1回保険料（第1回保険料と第2回保険料の振替日が同日となる場合には、合算した保険料。以下本項において同じ。）の口座振替が不能となった場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - （1）月払契約の場合、猶予期間中の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合算した保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が合算した保険料相当額に満たない場合には、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回の保険料から順に払込があったものとしします。
 - （2）年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。
 - （1）月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - （2）年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、猶予期間内に第1回保険料を会社に払い込んでください。
4. 第2項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を、会社に払い込んでください。

第5条（第1回保険料の不払いによる無効）

前条第3項に該当する場合で、保険契約者が猶予期間内に第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険契約を無効とします。ただし、第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）第1項に該当する場合を除きます。

第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）

1. 第1回保険料が払い込まれないまま、契約日から猶予期間の満了日までの間に、主約款または特約の規定にもとづく保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払うべき保険金等を支払いません。
3. 第1回保険料が払い込まれないまま、契約日から猶予期間の満了日までの間に、主約款または特約の規定にもとづいて保険料の払込を免除する事由が生じたときは、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

第7条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第9条（特約の消滅）

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (5) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後保険契約が失効後1年以内に復活されたときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。

第10条（解約返戻金等の支払方法）

会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約返戻金、過払保険料等保険契約者に返戻または支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

第11条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第12条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（責任開始および契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定にもとづく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。

第13条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の適用）第1項を「この特約は、保険契約締結の際または年金支払開始日前までの中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険料の払込）第1項を「主約款に定める規則的増額分保険料は、会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。」と読み替え、第2項は適用しません。
- (3) 第3条（責任開始および契約日の特則）の規定は適用しません。
- (4) 第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）の規定は適用しません。
- (5) 第5条（第1回保険料の不払いによる無効）の規定は適用しません。
- (6) 第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）の規定は適用しません。

- (7) 第8条(保険料率)の規定は適用しません。
- (8) 第9条(特約の消滅)を次のとおり読み替えます。

「第9条(特約の消滅)

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 2回連続して口座振替が不能となったとき
 - (4) 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (5) 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後1年以内に保険契約者が主約款に定める基本保険金額の規則的増額を申出たときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。」

第14条(利率変動型積立保険の契約に付加する場合の特則)

この特約を利率変動型積立保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(保険料の払込)第1項を「主約款に定める定期的払込保険料は、会社の定めた日(以下、「振替日」といいます。)に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。」と読み替え、第2項は適用しません。
- (2) 第3条(責任開始および契約日の特則)の規定は適用しません。
- (3) 第4条(保険料口座振替不能の場合の取扱)の規定は適用しません。
- (4) 第5条(第1回保険料の不払いによる無効)の規定は適用しません。
- (5) 第6条(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)の規定は適用しません。
- (6) 第8条(保険料率)の規定は適用しません。
- (7) 第9条(特約の消滅)第1項に規定するほか、主約款に定める定期的払込保険料の払込が中断された場合は、この特約は消滅します。この場合、第9条第2項を「主約款に定める定期的払込保険料の払込の中断によりこの特約が消滅した場合、中断後1年以内に保険契約者が主約款に定める定期的払込保険料の払込の再開を申出たときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。」と読み替えます。
- (8) 第9条第2項を「前項第2号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後保険契約が失効後3か月以内に復活されたときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。」と読み替えます。

クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち会社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）による払込の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用します。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下、「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を得たうえで、次の各号の時（以下、「決済日」といいます。）に、クレジットカードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）をクレジットカード支払により払い込む場合
払込期間（責任開始期の属する日からその日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。以下同じ。）中における、会社がクレジットカード支払による保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）
 - (2) 第2回以後の保険料をクレジットカード支払により払い込む場合
主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めの日
2. 前項第1号の場合、第1回保険料の払込については、猶予期間（払込期間の翌月初日から末日までをいいます。以下同じ。）があります。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を得た後でも、次の各号すべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払はなかったものとして取り扱います。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約を主たる保険契約に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を受けた時、または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。なお、会社が責任を開始する日を責任開始の日といい、責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 前号の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前号に規定する契約日を基準として計算します。ただし、前号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (3) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分が

あれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱）

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、決済日に第1回保険料（第1回保険料と第2回保険料の決済日が同日となる場合には、合算した保険料。以下本項において同じ。）のクレジットカード支払ができなかったときは、保険契約者は猶予期間内に第1回保険料を会社に払い込んでください。ただし、月払契約の場合、猶予期間中の決済日に第1回保険料と第2回保険料を合算した保険料のクレジットカード支払を行います。

第5条（第1回保険料の不払いによる無効）

前条において、保険契約者が猶予期間内に第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険契約を無効とします。ただし、第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）第1項に該当する場合を除きます。

第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）

1. 第1回保険料が払い込まれないまま、契約日から猶予期間の満了日までの間に、主約款または特約の規定にもとづく保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払うべき保険金等を支払いません。
3. 第1回保険料が払い込まれないまま、契約日から猶予期間の満了日までの間に、主約款または特約の規定にもとづいて保険料の払込を免除する事由が生じたときは、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

第7条（他の保険料払込方法＜経路＞への変更）

保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該カード会社に申し出て、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

第8条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第9条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - （1）保険契約が消滅したとき
 - （2）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （3）他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - （4）会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - （5）会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - （6）カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料払込方法（経路）への変更を行ってください。

第10条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

1. 団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が20名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
2. 次の場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - （1）団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が20名以上いる場合
 - （2）前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - （3）団体の事業所が2以上あるときは、1事業所に前項の保険契約者が20名以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20名以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法＜回数＞）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- （1）保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- （2）団体取扱契約が解約されたとき
- （3）月払保険契約において保険契約が失効したとき
- （4）団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条に規定する定数未満になった場合に、6カ月を経過してなおそれを補充できなかったとき

第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）

1. この特約が消滅した保険契約は普通保険料率の保険契約となります。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号によってこの特約が消滅した場合、残存する保険契約者

または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体扱契約に変更します。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- （2）この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- （3）主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- （4）第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- （2）第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- （3）第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- （4）第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- （5）第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- （6）第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）第1項の規定は適用しません。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体の所属員または組合、連合会、同業団体等の構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上いる場合または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、保険契約者の申出によって、特別団体扱特約（以下「この特約」といいます。）を適用します。

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間はその日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- （1）保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- （2）特別団体取扱契約が解約されたとき

第8条（特約の解約）

保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6カ月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3カ月）を経過してなお補充できないときは、会社は、直ちにこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- （2）この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- （3）主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- （4）第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- （2）第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- （3）第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- （4）第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- （5）第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。

